

日本学生支援機構奨学金

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する 緊急採用(第一種)および応急採用(第二種)について

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に遭われた世帯の学生で、これから奨学金【緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)】の貸与を希望する方は、所定用紙を配布しますので学生課窓口まで申し出てください。

◆災害救助法の適用地域

【佐賀県】佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

◆対象

- * 上記地域で災害に遭った世帯の学生
- * 上記以外の近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生
- * 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

◆貸与始期および貸与終期

- * 緊急採用(第一種奨学金:無利子):
2019年8月以降で申込者が希望する月から2020年3月まで。
ただし、「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(2021年3月)まで貸与継続可能
- * 応急採用(第二種奨学金:有利子):
2019年4月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。

◆貸与月額

- * 2019年度版『奨学金ガイド』10ページ参照。
『奨学金ガイド』は学生課窓口にて配布、
または学生部 Web サイト(<https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>)参照。

◆提出書類

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
- (2) スカラネット入力用紙(所定用紙)
- (3) 確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 父母の収入に関する証明書類
(最新年分の源泉徴収票、確定申告書【第一表・第二表・収支内訳書】の写し等)
- (5) 罹災(被災)証明書(市町村発行)※証明書が発行されない場合は、学生課窓口までご相談ください。
- (6) 出身高校の調査書(1年次生のみ、評定平均値が記載されているもの。)